

帯広市建築物における駐車施設の 附置等に関する条例の概要

帯 広 市

帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の概要

1. 条例の目的（条例第1条）

- ◆建築物における駐車施設の附置及び管理等について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

2. 対象となる区域（条例第3、7条）

- ◆対象となる区域は
駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域
※別添「帯広市駐車場附置条例対象区域図 P5」をご覧ください。
- ◆建築物の敷地が駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域またはこれら以外の地域のうち、いずれか2以上の地域にわたるときは当該敷地の最も大きな部分が属する地域に当該建築物があるものとみなして条例第3条の規定を適用します。
(例) 商業地域 5,000㎡ + 第一種住居地域 2,500㎡ → 商業地域を適用

3. 対象となる建築物の規模（条例第4、5条）

■一般附置

駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	◎全部が特定用途である建築物を新築する場合で、その床面積の合計が 1,000㎡を超える 建築物が対象となります。
	◎全部が非特定用途である建築物を新築する場合で、その床面積の合計が 2,000㎡を超える 建築物が対象となります。
	◎特定用途と非特定用途部分が混合する建築物を新築する場合で、その床面積の合計(特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計)が 1,000㎡を超える 建築物が対象となります。

- ◆非特定用途に供する建築物のうち、学校教育法第1条に規定する学校及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設について、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めた場合は附置義務がありません。(規則第2条)

■荷さばき附置

駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	◎特定用途に供する部分を有する建築物を新築する場合で、特定用途に供する部分の床面積が 2,000㎡を超える 建築物が対象となります。
---------------------------	--

- ◆代替措置等により設ける荷さばきのための駐車施設で市長が認めた場合は、当該建築物に附置したものとみなすことができます。(条例第5条)

§ 特定用途および非特定用途とは

特定用途	駐車場法施行令第18条で規定する以下の用途のもの 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊戯場、ポーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場
非特定用途	上記以外のもので、住宅、学校、図書館、寄宿舍、寺院など

4. 台数を算定する基準値（条例第4、5条）

■一般附置

駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	◎特定用途に供する部分 150㎡ごとに1台
	◎非特定用途に供する部分 350㎡ごとに1台

■荷さばき附置

駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	◎百貨店その他の店舗の用途に供する部分 3,000㎡ごとに1台
	◎事務所の用途に供する部分 5,000㎡ごとに1台
	◎倉庫の用途に供する部分 1,500㎡ごとに1台
	◎上記以外の用途に供する部分 4,000㎡ごとに1台

- ◆延べ床面積が**6,000㎡未満**の建築物に対しては、附置台数が軽減されます。
- ◆駐車施設の附置台数の計算に当たっては、別添「附置義務条例の駐車施設の規模計算 P6」をご活用ください。（ホームページ内にエクセル計算シートがあります）

5. 駐車施設の規模（条例第8条）

■附置すべき駐車施設の駐車ますの大きさ及び台数

◎ 小型自動車 として 大きさ：幅 2.3m×奥行 5m以上 台数：附置すべき駐車台数の 70%	必要な台数（一般附置で求めた台数） 
◎ 普通自動車 として 大きさ：幅 2.5m×奥行 6m以上 台数：附置すべき駐車台数の 30% （小数点以下切り上げ）	
○ 車いす利用者用 として 大きさ：幅 3.5m×奥行 6m以上 台数：1台以上	
○ 荷さばき駐車施設 として 大きさ：幅 3m×奥行 7.7m×高さ 3m以上 台数：条例で算出した台数以上	
（内数）	※車いす利用者用の台数および荷さばき用の台数は、普通自動車用の台数に含むことができます。

- ◆駐車ますには白線引き等を行い明確にしてください。
- ◆駐車ますの幅の寸法についてはライン中心間寸法、奥行についてはライン端寸法、ライン幅（太さ）については 15 cm程度を標準とします。
- ◆車いす利用者用の駐車施設及び荷さばき用の駐車施設については、当該駐車ますであることを明示する位置表示を行ってください。（マークや文字等による明示、立札等による位置表示など）

■ 駐車施設の構造及び設備の基準

- ◆ 駐車施設の自動車の駐車のために供する部分の面積が **500㎡以上**であるものについては、次に掲げる基準を満たさなければなりません。(規則第3条)
 - (1) 車路の有効幅員は **5.5m以上** (一方通行の場合は **3.5m以上**) であること。ただし、有効幅員が確保できない場合であっても、警報装置等を設置し自動車が出入できる場合はこの限りでない。
 - (2) 自動車の出口付近の構造は、当該出口に面する道路の交通に支障を及ぼす恐れがなく当該道路を通行する者の存在を容易に確認できること。
 - (3) 建築物である駐車施設にあっては、駐車場法施行令第12条及び第13条に規定する基準を満たすものであること。
- ◆ 特殊の装置を用いる駐車施設については、当該特殊の装置について駐車場法施行令第15条の規定により国土交通大臣が認めたものとします。(規則第4条)
 - (例) 機械式立体駐車場(エレベータ方式)など
- ◆ 駐車ますの設置については、別添「駐車ます設置参考図 P7」を参考としてください。

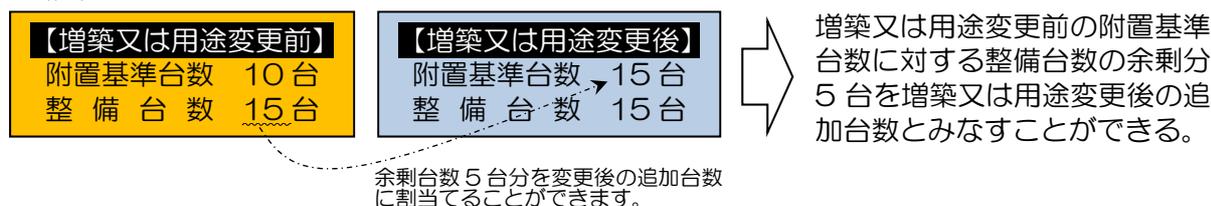
6. 増築又は用途変更の場合の算定方法(条例第6条)

- ◆ 増築又は用途変更を行った後の建築物と、増築又は用途変更を行う前の建築物を新築したものと見なしてそれぞれ算出した台数の差が附置する台数になります。

附置する台数	=	増築又は用途変更後の建築物を新築したものと見なして算出した台数	-	増築又は用途変更前の建築物を新築したものと見なして算出した台数
--------	---	---------------------------------	---	---------------------------------

- ◆ 増築又は用途変更を行う際、既に整備されている台数が、増築又は用途変更前の建築物を新築したものと見なして算出した台数を超えている場合については、超えている台数分を差し引いた台数が実際に附置する台数となります。

(例)



7. 隔地駐車場の特例(条例第10条)

- ◆ 建築物の構造、敷地の状態から敷地内に駐車施設を設けることが物理的にできないなど、市長がやむを得ないと認める場合、建築物の敷地から歩行距離にして **概ね 200m以内** に駐車施設を設けることができ、当該建築物の敷地内に附置したものと見なすことができます。(市長がやむを得ないと認める場合 については、条例規則第7条を参照)

8. 完了検査(規則第8条)

- ◆ 条例に基づく届出を行った駐車施設につきましては、当該駐車施設の設置完了後、当該駐車施設が条例及び規則の規定に適合しているか、**完了検査**を実施します。

◆完了検査後は当該駐車施設が条例に基づく駐車施設であることを明示した**表示板**を設置していただきます。

表示板のレイアウトについては、別添「駐車施設の表示について P8」をご覧ください。

9. 届出（条例第9条）

◆附置義務条例に該当する建築物においては、当該建築物に附置する駐車施設の位置、規模、構造等を**確認申請の14日前**までに届け出てください。また、届け出た事項を変更する場合も同様となります。（規則第5条）

◆届出の流れについては、別添「届出手続きの流れ P9」を参考にしてください。

◆届出に必要な書類は以下となります。（様式はホームページからダウンロードできます）

（1）駐車施設設置（変更）届出書「様式第1号」

- ・届出書には、付近見取図（縮尺 2500 分の 1 以上）、建築物の姿図（縮尺 300 分の 1 以上）、配置図（縮尺 200 分の 1 以上）、各階平面図（縮尺 100 分の 1 以上）、建築物の駐車場断面図（縮尺 100 分の 1 以上）を添付する。
- ・条例第 8 条第 3 項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設の場合は、国土交通大臣の認定書及び仕様を明示した図面等を添付する。
- ・敷地の権利区分を証明する登記簿を添付する。

（2）理由書「様式第2号」

- ・荷さばき附置が困難又は代替措置等により附置する場合に必要となります。

（3）駐車施設設置（変更）特例承認申請書「様式第3号」

- ・条例第 10 条の規定により隔地駐車場を設ける場合に必要となり、上記（1）と同様の書類を添付する。
- ・隔地駐車場として賃借駐車場を利用する場合は、当該建築物の駐車施設として使用することを証明する書類（駐車場賃借契約書など）を添付する。

（4）駐車施設設置完了届出書「様式第5号」

- ・駐車施設の設置完了後、速やかに提出する。

10. 駐車施設の管理及び立入検査等（条例第 12、13 条）

■ 駐車施設の管理

◆条例の規定により附置された駐車施設の**所有者**又は**管理者**は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理していかなければなりません。

■ 駐車施設の立入検査

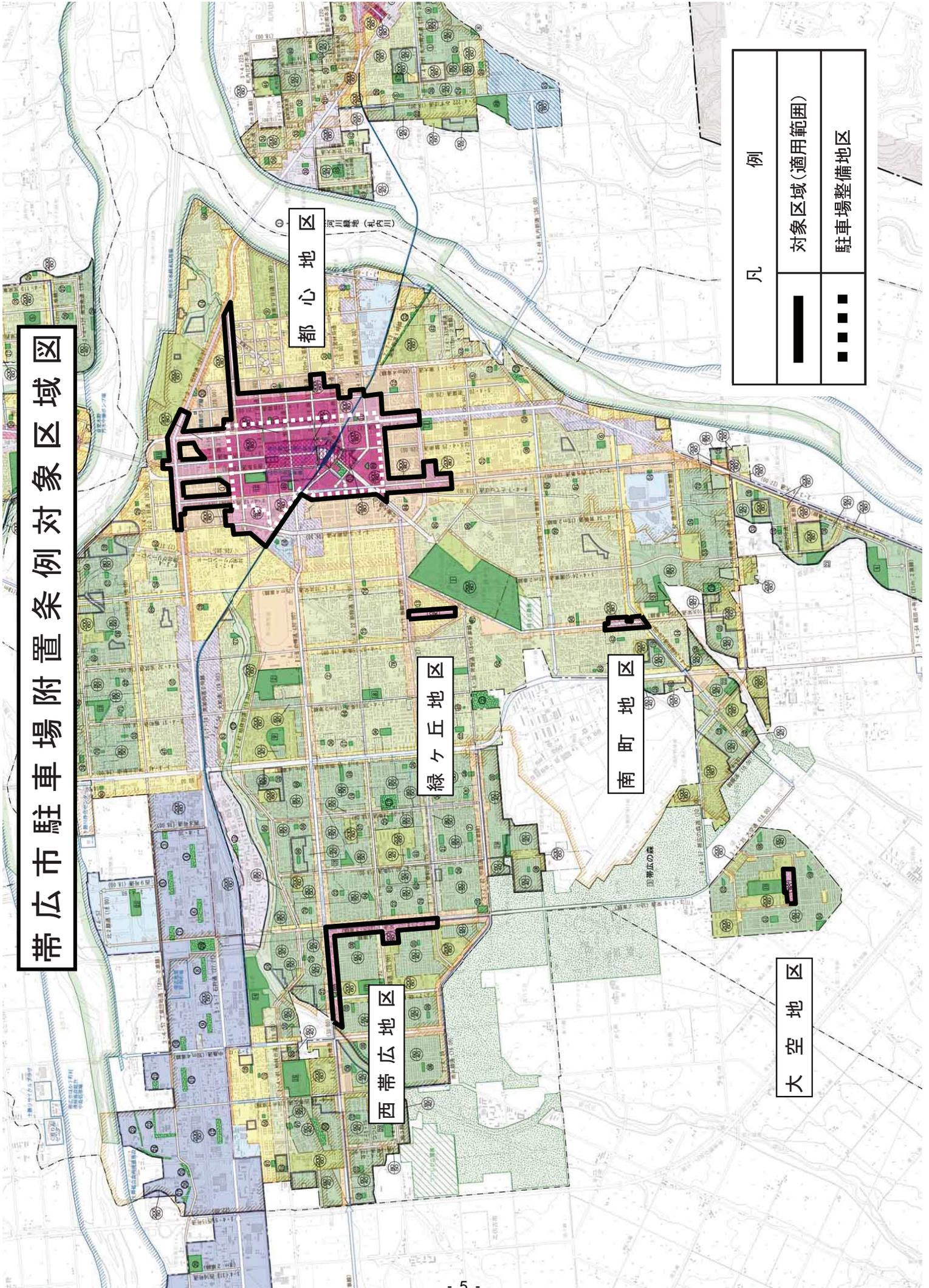
◆条例の規定により附置された駐車施設においては、条例第 13 条の規定に基づき定期的に**立入検査**を実施します。

立入検査の実施の際は事前に連絡いたしますので、ご理解ご協力をお願いします。

◆立入検査において、条例第 4 条から第 6 条まで、第 8 条又は第 12 条の規定違反が判明した場合は、当該違反を是正するために必要な**措置命令**を行います。（条例第 14 条）

◆上記措置命令に従わない場合は **50 万円以下の罰金**に処されます。（条例第 15 条）

帯広市駐車場附置条例対象区域図



凡 例	
—	対象区域(適用範囲)
- - -	駐車場整備地区

附置義務条例の駐車施設の規模計算

(駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域)

<一般附置>

条例別表第1より

(単位: m²)

1. それぞれの用途に供する
部分の延床面積

(共有部分は、案分)
(実面積-駐車場部分=算定面積)

	実面積	算定面積	備考
特定用途			A
非特定用途			B
共有部分			特定用途 非特定用途
駐車場部分			
延床面積			C
対象延床面積			D

2. 附置義務の有無

D=特定部分の床面積(A)+(非特定部分の床面積(B)×1/2)= m² >1,000m²

3. 附置義務駐車施設の規模

C ≥ 6,000m ²		C < 6,000m ²	
特定用途	A / 150 (m ² /台) = <input type="text"/> 台	特定用途	A / 150 (m ² /台) = <input type="text"/> 台
非特定用途	B / 350 (m ² /台) = <input type="text"/> 台	非特定用途	B / 350 (m ² /台) = <input type="text"/> 台
計	<input type="text"/> 台	計	<input type="text"/> 台 E
施設台数(切上げ)	<input type="text"/> 台	調整係数	F = 1 - 1000 * (6000 - C) / (6000 * D - 1000 * C)
G		施設台数(切上げ) E * F = <input type="text"/> 台	G

<荷さばき附置>

条例別表第2より

2. 附置義務の有無

特定用途 A = m² > 2,000m²

特定用途		
店舗		a
事務所		b
倉庫		c
その他		d
合計		Aと一致

3. 附置義務駐車施設の規模

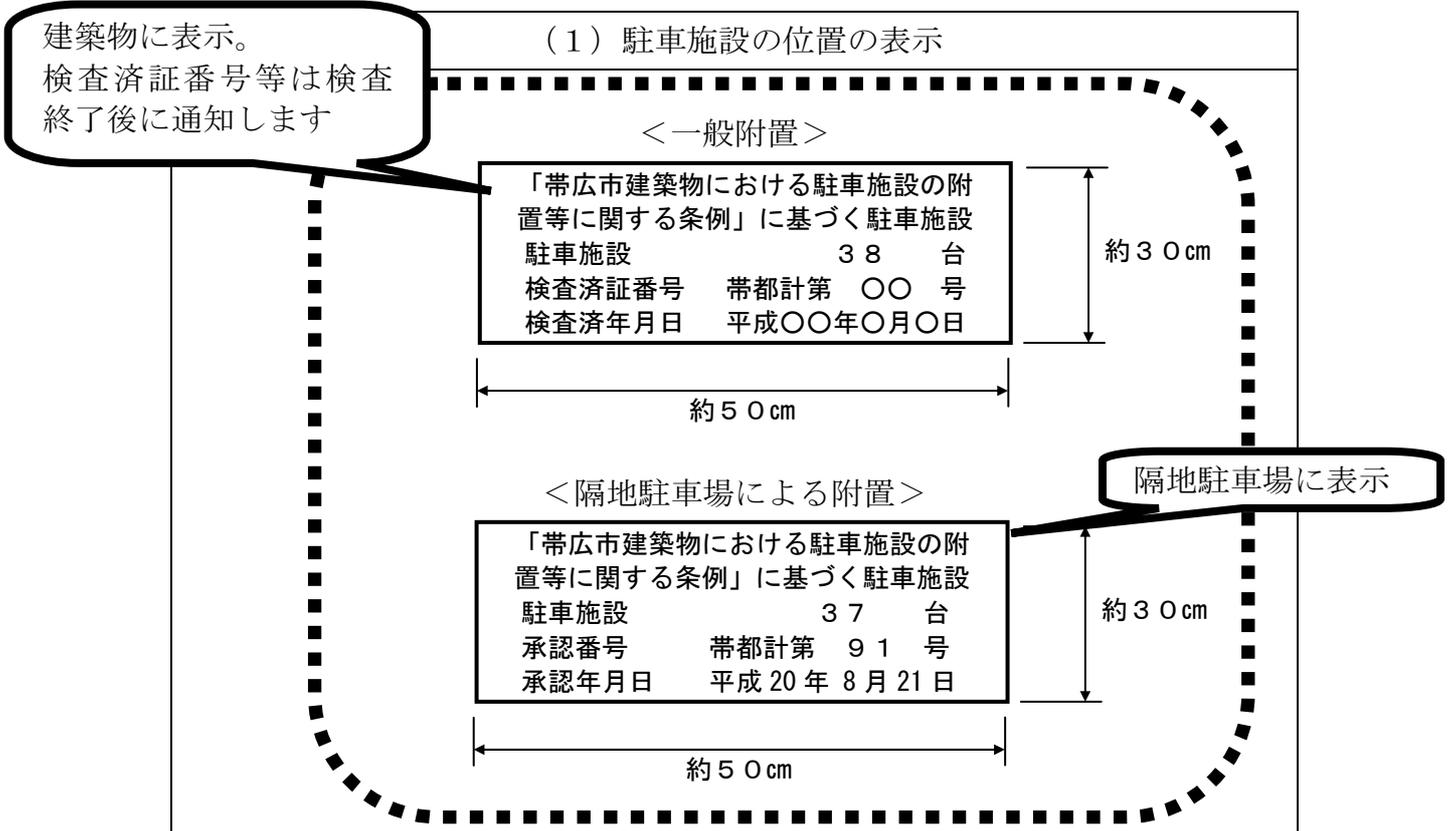
C ≥ 6,000m ²		C < 6,000m ²	
店舗	a / 3000 (m ² /台) = <input type="text"/> 台	店舗	a / 3000 (m ² /台) = <input type="text"/> 台
事務所	b / 5000 (m ² /台) = <input type="text"/> 台	事務所	b / 5000 (m ² /台) = <input type="text"/> 台
倉庫	c / 1500 (m ² /台) = <input type="text"/> 台	倉庫	c / 1500 (m ² /台) = <input type="text"/> 台
その他	d / 4000 (m ² /台) = <input type="text"/> 台	その他	d / 4000 (m ² /台) = <input type="text"/> 台
計	<input type="text"/> 台	計	<input type="text"/> 台 e
施設台数(切上げ)	<input type="text"/> 台	調整係数	f = 1 - (6000 - C) / (2 * C)
g		施設台数(切上げ) e * f = <input type="text"/> 台	g

<附置台数>

施設台数			
① 小型乗用車 (2.3X5.0)	G		台
	G*0.7		台
② 普通乗用車 (2.5X6.0)	G*0.3		台 (台)
③ 車いす利用者 (3.5X6.0)			(台)
④ 荷さばき施設 (3.0X7.7X3.0)	g		(台)

③④は、②の内数

- ・ 帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例により設置する駐車施設には、次の様に表示する。



注) 1. 表示板の基準は、上記の通りである。駐車場の意匠、景観上寸法等を変更する場合は別途協議する。

(2) 駐車マスの表示

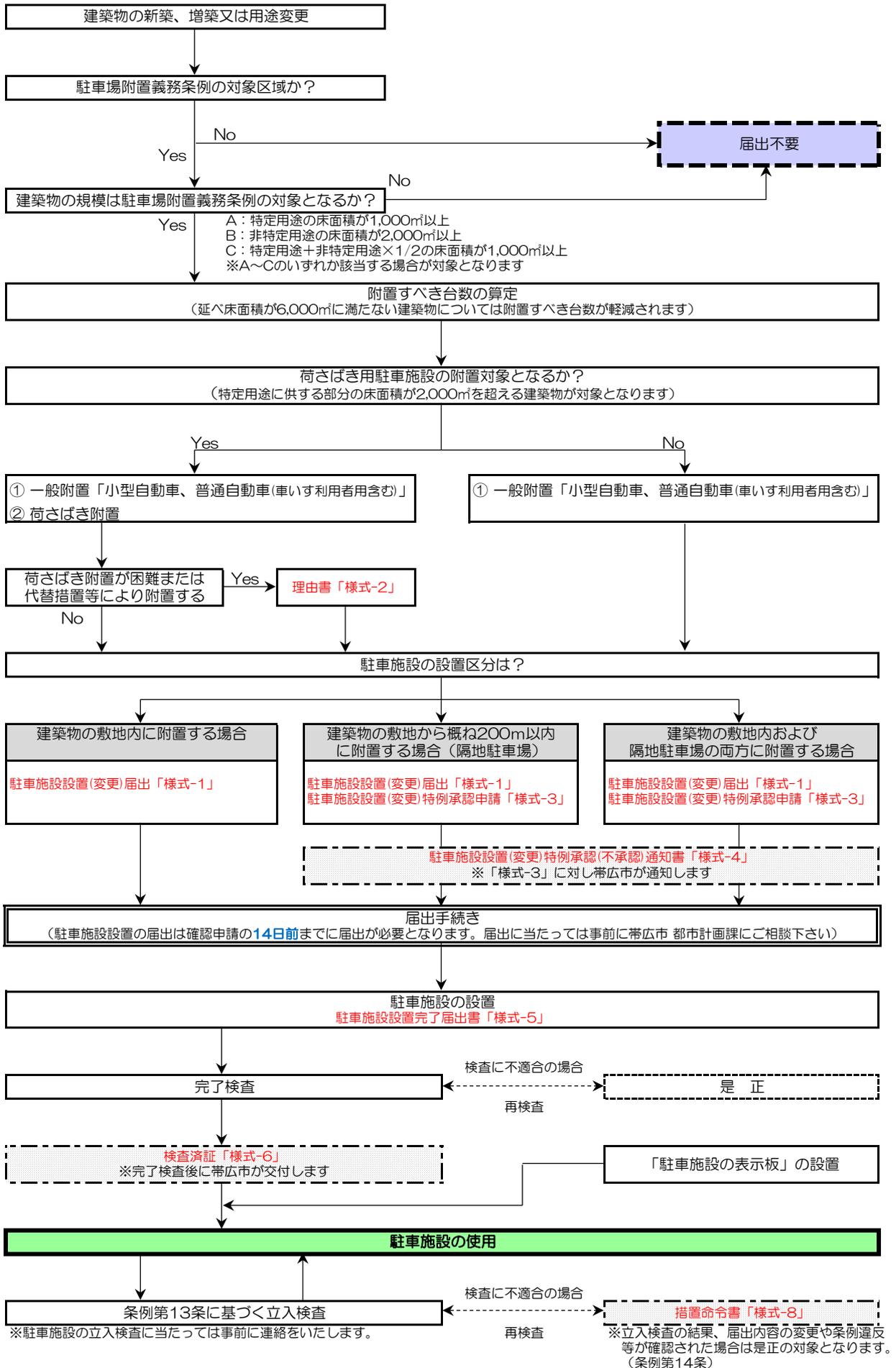
- 1) 駐車マスには、白線引き等を行い明確にする。
- 2) 車椅子利用者の駐車施設、荷さばき用の駐車施設の位置表示を行う。

(3) 駐車施設の意匠

- 1) 駐車施設については、周辺地域の景観にふさわしい意匠とするよう努めること。

◆届出手続きの流れ

「帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」による駐車施設の届出手続きの流れは、次のとおりです。



帯広市都市環境部都市建築室都市政策課

〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地

電話：0155-65-4176 FAX：0155-23-0159

E-mail：city_plan@city.obihiro.hokkaido.jp